

## 2023年度 JNATIP/政府の意見交換会（2023年10月/11月）団体ごとのまとめ

政府との意見交換会で要請・質問を行った団体ごとに、その討議内容の要旨をまとめたものです。NGOが考える、政府の人身取引対策の課題をお伝えするために作成しました。

なお意見交換会では、以下の内容の他、労働搾取の人身取引に関する被害者認定、児童の人身取引に関する被害者認定、法的支援と被害者の損害賠償確保の方策、AV出演被害の人身取引被害者認定、AV出演被害防止・救済法に係る対応、デジタル性暴力における制度改善、セクストーション（性的脅迫）被害、UNTOC議定書日本審査などについても質問・要請を行いました。

### **【ゾエ・ジャパン】**

#### **ネットの性被害**

NGOはネットを通じて行われる児童に対する性的搾取を防止するためSNS広告、オンラインセミナーなどを精力的に行っていますが、さらに広く、早く、防止活動を進めるため、政府の力をお借りし、小中高の各学校の窓口を開いていただきたいと要望しました。

政府からは、「特定の団体を援護することはできないが、文部科学省が行っている「生命（いのち）の安全教育」の教材に独自のものを追加するなどアレンジして、自由に教材を使っていたらよい。また、NGO側で創っている様々な教材等を学校側が知ることができるよう、その方法を政府内部で話し合う」との回答を得ることができました。

また、子どもや誰もが目にするサーフェスウェブ上の有害広告が目につれないように要望しました。これについては「青少年インターネット環境整備法」に従い、民間による自主的かつ主体的な取組を尊重したいとの返答であったため、民間のプロバイダーの取組みを政府が評価するランク付けなど、何らかの手法を用いて、民間の自主的取組みがスピードアップするように工夫していただきたいとの要望を行いました。

#### **芸能界の児童に対する人身取引**

政府が行っている「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」では、子どもたちが相談・被害申告をしやすくする工夫はされているが、子どもたちが相談しにくいのを待つのでは解決への時間がかかるため、直接、被害に遭った人たちや今芸能界にいる子どもたちにヒアリングやカウンセリングを行っていただきたいと要望しました。

これに関して明確な回答を得ることはできませんでしたが、ジャニーズの経営者側から児童に対して行われた性的虐待は”一般的に”人身取引にあたるとの回答を得ました。人身取引が疑われるのであれば、ぜひ、直接ヒアリングやカウンセリングを実施し、実態を調査していただきたいと再度要望しました。（秦地）

### **【チャイルド・ファンド・ジャパン／矯風会】**

#### **担当部署の設置**

子どもへの性搾取対策におけるNGO・NPOとの連携を強化するために、各省庁に担当部署を設置することを提案しました。これに対し、今回のような意見交換会や協議会を活用し、日頃からNGOとの連携を図っていることや、都道府県警察や労働基準監督機関におい

でも担当者を指定している旨が述べられ、今後も連携を続ける姿勢が示されました。また、現時点における人身取引に関する特定の担当者や窓口を確認できました。

### 企業への義務の強化

インターネットサービスプロバイダーに対する児童ポルノの拡散防止義務強化について、補助金により中小企業の経費負担を減らし、ブロッキングが確実になされるようにできないか、と質問しました。これに対し、「現行法下で企業が、児童ポルノの掲載されたサイトのアドレスリスト作成・管理や、ガイドライン作成などの自主的な取り組みを進めている」と回答がありました。これらの活動への今後の支援を継続する姿勢を示しました。

### AI が作成した児童ポルノへの対応

AI が作成した児童ポルノに対する政府の対応についての質問に、政府は実在する児童を描写する場合は法的に問題であるという姿勢を示しました。また、AI が作成する児童ポルノへの子どもへの具体的な影響については、注意深く見守るべきだと回答しました。モデルが実在するかどうかの判断については、個別に判定・事実関係を把握するとのことでした。

### 当事者との定期的な会合

実態に即した対策を講じるために、当事者（サバイバー）と子ども家庭庁あるいは内閣府と定期的に会合の機会をもつことはできるかという質問をしたところ、「人身取引対策行動計画 2022」に基づき、引き続き意見交換の取り組みに参加していく意向を示しました。また、「子供の性被害撲滅対策推進協議会」の事務局を務めており、NGO・NPO との話し合いの場を持っていると回答しました。サバイバーの経済的・精神的負担に関しては、理解と共に今後も対応していくとの姿勢を示しました。（武田）

## **【移住者と連帯する全国ネットワーク】**

### 技能実習制度の見直し

技能実習制度見直しのため、2022年11月に「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」の下に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」が設置されました。翌23年5月には「中間報告書」が提出され、政府との意見交換会が開催された10月16日は、最終報告書に向けた議論が始まった段階でした。関係省庁側が回答しづらいタイミングであったため、当方からの要請や問題点の指摘が中心となりました。

⇒「主要な論点の一つである転職の自由について、マスコミ報道では、新たな制度においては、勤続1年を超え一定の日本語能力と技能があれば転籍可能とされている。こうした条件は本来付けるべきではないが、もし付けるならそうした能力を獲得できるよう制度的・公的な保障をすべきだ。

多額の債務負担は、アンダーグラウンドの問題もあり、二国間取決め（MOC）によって解決できるような容易な問題ではない。監理団体の適正化も、要件の厳格化により改善できるものではない。

技能実習機構は、技能実習生からの信頼を得られておらず、むしろ劣化しており、現状の

延長で新たな制度において役割を果たすことはできない。例えば、強制帰国をさせようとした監理団体に技能実習生を戻そうとしたり、解雇について複数の監理団体が「技能実習機構の了解を得ている」という文書を出してくるような状況だ。

なお、有識者会議の最終報告書の後、法案に至る前に、NGO 等から意見を聞く機会を検討してほしい。」

こうした指摘や要請に対して、政府側からは、「有識者会議では各委員から出た意見をなるべく忠実にまとめて最終報告書を公表したい。しかし、その後、法案までに一般からの意見を聞くことは現時点では想定していない。また、本日いただいた厳しい意見については、たいへん貴重なものと思っており、技能実習機構等にも伝えていきたい。」との回答がありました。(旗手)

## 【ノット・フォー・セール・ジャパン】

### 留学生の労働搾取問題

「行動計画 2022」「年次報告」など政府の人身取引対策の文書は、留学生の労働搾取問題に全く触れていません。膨大な頁数を割く技能実習生問題との差は歴然です。

週 28 時間就労可能な点を利用し半ば出稼ぎ手段として主に日本語学校に「留学」する海外の若者たちの中には、母国での前借金を(酷い場合 200 万円も)背負って来日し、深夜就業で勉学がおろそかになったり、週 28 時間では足りず違法就労に至ったり、悪質な日本語学校から人権侵害・労働搾取被害に遭ったりする人もいます。日本政府は留学生を人身取引対策の対象外と考えているのか、と問いました。

政府の文書回答は、「国連『人身取引議定書』の定義に従い、人身取引に当たると判断する場合は被害者として認定する」というものでしたが、話し合ううちに、やはり政府の認識が薄かったことがわかり、今後は留学生に関しても人身取引対策の視野に入れて取り組んでいきたい、という回答を得ることができました。

### 闇バイト・国際特殊詐欺実行犯が被害者である可能性

闇バイトや国際詐欺の実行犯は、最初は普通のバイト感覚で自ら応募し、詐欺の「架け子」「受け子」等を実行しますが、やがて脅されて強盗などのより犯罪性の強い行為を強要されることがあります。海外の場合はパスポートを取り上げられ監禁されながら犯罪に加担させられることも。首謀者から搾取されているので、実行犯たちは加害者ではあっても同時に人身取引の被害者でもあるのです。

これについて政府の認識を問いました。急増するこれらの犯罪に対し、政府は 2023 年 3 月から様々な対策に取り組み、若年層に向け、安易に闇バイトに手を出さないよう啓発を始めています。私たちはこれに対してもう一步踏み込み、「騙され脅され人身取引の被害に遭う可能性もある」という点を強調して啓発してほしい、と要請しました。(山岡)